定　　款

第１章　　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、日本ナレッジ株式会社と称し、英文ではNihon Knowledge Co., Ltd.と称する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．コンピューター及び周辺機器の開発及び販売
２．コンピューターシステム設計及びソフトウェアの開発及び販売
３．ソフトウェアのテスト検証業務
４．ソフトウェアの開発技術者及びテスト技術者の人材育成ための教育事業
５．労働者派遣事業
６．有料職業紹介事業
７．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を　東京都台東区　に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関の設置）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、14,100,000株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

（自己の株式の取得）
第９条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。
③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）
第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
②　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。ただし、社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（議　長）
第14条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。但し、取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）
第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）
第16条　株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は１名とし当会社の議決権を有する株主であることを要する。
②　前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）
第17条　株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

（電子提供措置等）
第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　　取締役、代表取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、７名以内とする。
②　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任）

第20条　当会社の取締役の選任は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行い、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

②　取締役の選任については、累積投票によらない。

③　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

（取締役の任期）

第21条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の責任免除）

第22条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することできる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条　当会社は、社長１名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。

②　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会は、取締役社長が招集し、会日の３日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②　取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議）

第27条　取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第28条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第29条　取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規程）

第30条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第32条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の権限）

第33条　監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

（監査等委員会の招集通知）

第34条　監査等委員会は、各監査等委員が招集し、会日の３日前までに各監査等委員に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第35条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第36条　監査等委員会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）

第37条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　計　　算

（事業年度）

第38条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とし、毎事業年度の末日を決算期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について

は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第40条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して行う。

②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第41条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第42条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第41回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

以　上

昭和６０年１０月２２日	会社設立
平成２９年　６月２９日	改訂
平成３０年　６月２９日	改訂
平成３０年１１月２２日	改訂
令和　３年　６月２９日	改訂
令和　４年　６月２９日	改訂
令和　４年１１月２５日	改訂
令和　５年　１月１３日	改訂
令和　５年　２月１６日	附則削除
令和　７年１０月　１日	改訂
令和　８年　６月２６日	改訂